

薬局製造販売医薬品製造販売承認整理届

事項	今後製造販売することがない「薬局製造販売医薬品」の承認を整理するとき			
根拠法令等 提出書類等	昭和46年6月29日薬発第588号（医薬品の製造等の承認の整理について） 1 薬局製造販売医薬品製造販売承認整理届 2 現有する薬局製造販売医薬品製造販売承認書			
提出先	薬務課	標準処理日数		
受理機関	知事（薬務課）	提出部数	1部	
手数料 （収入証紙）	不要			

< 留意事項 >

1 申請の概要

- (1) 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3条の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分」（昭和55年9月27日付け厚生省告示第169号）の一部を令和4年厚生労働省告示第375号をもって改正されたことに伴い、薬局製剤指針から3処方削除されました。その削除に伴う承認整理です。

2 届出書記載事項

- (1) 販売名欄には、承認書に記載の名称を記入する。
また、承認番号及び承認年月日を記載する。
- (2) 整理する3品目が記載された承認書を添付すること。
平成17年3月末までに一法人が複数の薬局において薬局製造業を取得していた場合は、承認書の原本は代表する薬局の届書に添付し、他の薬局の届書には複写したものを添付することとし、備考欄に代表薬局の名称等を記載する。
また、承認書を直ちに添付できない場合は、その理由を備考欄に記載すること。
提出された承認書は、整理品目を消除したうえで届出者に返還する。

3 承認書の返還

書類補正等の不備がない場合は、届出日の1週間後に返還するので、当該日以降に受取印（受領者の個人印で可）持参の上、来庁して下さい。
なお、郵送での返還を希望する場合は、簡易書留にて送付するため、460円分の切手を貼付した角2サイズの封筒を提出して下さい。

薬局製造販売医薬品製造販売承認整理届書

令和 年 月 日

奈良県知事 殿

住 所
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕

氏 名
〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕

TEL () -

下記品目については、今後製造販売することがないので、その製造販売承認の整理を届出します。

一連番号	販売名	承認番号	承認年月日	備考
44	ピオクタニン液	奈局(A)第 号	年 月 日	
93	マーキュロクロム液	奈局(A)第 号	年 月 日	
99	ピオクタニン・Z・W軟膏	奈局(A)第 号	年 月 日	